

令和5年度

一般会計歳出 第9款2項1目12節 委託料

受付番号

種目番号

連絡先

街の美化推進課 中村 TEL 045-671-2556

## 設計書

1 委託名

帷子川水際線・すずかけ通り・みなとみらい21地区周辺歩きたばこ・ポイ捨て防止マナー啓発業務委託

2 履行場所

委託者が指定する場所

3 履行期間

期間 令和6年1月4日から令和6年3月31日まで（委託者が指定する日）

又は期限

期限 契約締結日から令和 年 月 日まで

4 契約区分

確定契約 概算契約

5 その他特約事項

なし

6 現場説明

不要

要 ( 月 日 時 分、場所 )

7 委託概要

歩行・路上喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨てをなくし、街の美化を推進するために委託者が指定する日時・場所で駐留・巡回による啓発パトロールを実施する。

8 部分払

する ( 3 回以内)  
しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
保安巡回・駐留(地区1・朝)	1月	9	日		
保安巡回・駐留(地区1・朝)	2月	8	日		
保安巡回・駐留(地区1・朝)	3月	9	日		
保安巡回・駐留(地区1・昼)	1月	4	日		
保安巡回・駐留(地区1・昼)	2月	4	日		
保安巡回・駐留(地区1・昼)	3月	4	日		
保安巡回・駐留(地区1・夕)	1月	9	日		
保安巡回・駐留(地区1・夕)	2月	8	日		
保安巡回・駐留(地区1・夕)	3月	9	日		
保安巡回・駐留(地区2・昼)	1月	13	日		
保安巡回・駐留(地区2・昼)	2月	12	日		
保安巡回・駐留(地区2・昼)	3月	13	日		

\* 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

\* 概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

<b>委託代金額</b>	
内訳	業務価格 _____
消費税等相当額	_____

## 委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
保安巡回・駐留(地区1・朝)		26	日			第1号内訳書
保安巡回・駐留(地区1・昼)		12	日			第2号内訳書
保安巡回・駐留(地区1・夕)		26	日			第3号内訳書
保安巡回・駐留(地区2・昼)		38	日			第4号内訳書
直接人件費計						
一般管理費		1	式			
合計						
消費税及び地方消費税相当額						
委託代金額						

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

# 内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
警備員B			人			
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

# 内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
警備員B			人			
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

# 内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
警備員B			人			
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

# 内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
警備員B			人			
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

帷子川水際線・すずかけ通り・みなとみらい21地区周辺  
歩きたばこ・ポイ捨て防止マナー啓発業務委託 仕様書

1 目的

歩行・路上喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨てをなくし、誰もが快適に過ごせる環境の実現に加え、街の美化のために駐留・巡回による啓発パトロールを実施する。

2 事業内容

- (1) 委託者が指定する範囲において、歩行・路上喫煙及びたばこの吸い殻等のポイ捨てを行う者や広く市民に対し「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（以下「条例」という）」の周知徹底を図る。
- (2) 喫煙禁止地区内において、喫煙所外での喫煙行為に対して喫煙所利用を促す。

3 履行期間

令和6年1月4日から令和6年3月31日までの指定する日  
(別紙2「実施場所スケジュール」のとおり、(朝：26日、昼：50日、夕：26日))

4 実施時間

朝：午前7時00分から午前10時00分までの3時間  
昼：午前11時00分から午後2時00分までの3時間  
夕：午後4時00分から午後7時00分までの3時間

5 履行場所

地区1：帷子川水際線・すずかけ通り  
地区2：みなとみらい21地区  
(別紙3「業務委託位置図及び業務範囲図」のとおり)

6 業務内容

別紙1「業務内容」のとおり

7 業務体制

実施時間中は2名1組で駐留・巡回にあたる。

巡回範囲については別紙3「業務委託位置図及び業務範囲図」を基本とし、巡回経路を含む詳細については、原則、契約締結後に別途指示する。また、必要に応じて委託者と受託者で協議の上決定するものとする。

準備・撤収作業は、通行の妨げにならないよう人目につかない場所、安全に配慮した場所で行うこと。

8 事前提出書類

- (1) 設計図書に基づく委託代金内訳書  
契約書を提出する際に作成し提出すること。
- (2) 現場責任者及び業務従事者選定通知書兼名簿  
契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に提出すること。



## 9 受託者責務

受託者は、委託者の貸与する衣類及び啓発物品を除き、業務に必要な人員・用具等を用意するものとする。また、用具等の維持費、業務従事者との連絡通信費や交通費等業務の実施にかかる経費は、受託者の負担とする。

- (1) 業務中は、パトロール従事者であることが認識されるよう、契約締結後に貸与する委託者指定の帽子及びビブスを着用すること。ビブス着用の際、所持品は腰または肩から下げる収納を使用するなど、ビブス記載の文字が隠れないようにすること。
- (2) 業務中はのぼり旗（契約締結後貸与する）を携行し、目立つよう掲げるとともに通行の妨害や通行人に接触しないよう常に注意を払うこと。
- (3) 貸与された衣類及び啓発物品は委託者の指示通りに使用・活用すること。また、契約締結後、啓発物品等の活用方法について、必要に応じて委託者と受託者で協議の上決定するものとする。
- (4) 業務の公共性を十分に認識し、常に市民から見られていることを意識しながら、横浜市から委託を受けた業務従事者として信用・信頼を得るにふさわしい態度で従事すること。
- (5) 喫煙マナーについての指導を行うため、市民とのトラブルも予想されることから、業務中のトラブル防止について細心の注意を払うこと。トラブル等が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従い対応すること。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (7) 受託者は、市民から必要とされた場合は条例の説明を行うこと。ただし、疑義が生じたものに対しては独自の解釈をせず、速やかに委託者へ連絡のうえ、指示を仰ぐこと。

## 10 活動日報の提出

業務終了後活動日報を作成し、委託者の定める期限までに報告すること。活動日報は、電子メールにて提出すること。日報形式については契約締結後、委託者と受託者で協議の上決定するものとする。

## 11 その他特記事項

- (1) 事前に委託者と業務内容などについて打合せを行うこと。また、貸与する衣服や啓発物品は、委託者が指定する場所まで受け取りに来るものとする。
- (2) 委託者は、業務の実施状況が本仕様書に適合しないと認めるときは、理由を示し、やり直しを求めることができる。この場合、費用は受託者の負担とする。
- (3) 悪天候、その他の事由により業務が行えない場合は、受託者は委託者と協議し、該当月の中で振り替えるよう対応するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義及び変更が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

## 業務内容

常に通行人などから目立つことを意識し、委託者が指定した場所において駐留・巡回しながら市民に声かけをし、喫煙マナー向上に努めること。

契約締結後、巡回経路・駐留場所を示した地図等を改めて支給する。

### 1 喫煙禁止地区内喫煙者対策

喫煙禁止地区内において、喫煙を行う者を見かけた場合は、条例の趣旨を丁寧に説明し、喫煙所での喫煙をお願いしてポイ捨てをしないよう説明すること。

### 2 喫煙禁止地区外喫煙者対策

- (1) 立ち止まって喫煙を行う者には、携帯灰皿所有の有無の確認を必ず行い、所有していない場合は条例の趣旨を丁寧に説明し、屋外で喫煙する場合はポイ捨てをしないよう説明すること。
- (2) 歩行喫煙を行う者を見かけた場合は、条例の趣旨を丁寧に説明し、歩きタバコをやめるよう協力を求め、ポイ捨てをしないよう説明すること。
- (3) 喫煙をする場合は、周囲の人の迷惑にならない場所で行うようお願いすること。

### 3 吸い殻等のポイ捨て防止対策

- (1) 吸い殻等のごみをポイ捨てする者を見かけた場合は、条例の趣旨を丁寧に説明し、持ち帰ってもらうこと。
- (2) 駐留場所・巡回経路上にポイ捨てされた吸い殻等のおおよその本数を数え、日報に記入すること。

### 4 条例啓発活動

市民から条例や本業務について説明を求められた場合は、条例の趣旨や業務の目的について丁寧に説明し、条例の周知に努めること。また、実施時間中は広く市民に声かけを行うなど、周知・啓発に努めること。

## 5 駐留・巡回方法

- (1) 喫煙者だけではなく、広く市民に条例や啓発パトロールを周知するため、常に市民からの視認性が高い場所や喫煙者から目立つ場所に駐留し、契約締結後貸与する啓発物品を活用することで、啓発パトロールが認知されるよう振舞うこと。
- (2) 別紙2「実施場所スケジュール」で指定した履行日および場所において、駐留・巡回すること。各駐留地点については、別紙3「業務委託位置図及び業務範囲図」で指定するとおり。
- (3) 業務開始から指定された駐留場所において15分程度駐留した後、巡回して経路上でも啓発し、駐留場所に戻った後、15分程度駐留すること。時間終了まで繰り返し、実施すること。
- (4) 委託者が指定した場所と関係のない場所で駐留したり、巡回したり、特に私有地などには無断で立ち入ったりしないこと。

【別紙2】実施場所スケジュール(地区1)

12月

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

パトロール実施日 

朝・夕
昼

 26日  
12日

【別紙2】実施場所スケジュール(地区2)

12月

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

パトロール実施日  昼 38日

別紙3 (地区1)



桜木町駅

桜木町駅

桜木町駅入口

桜木町3

花咲町3

花咲町2

桜木町駅

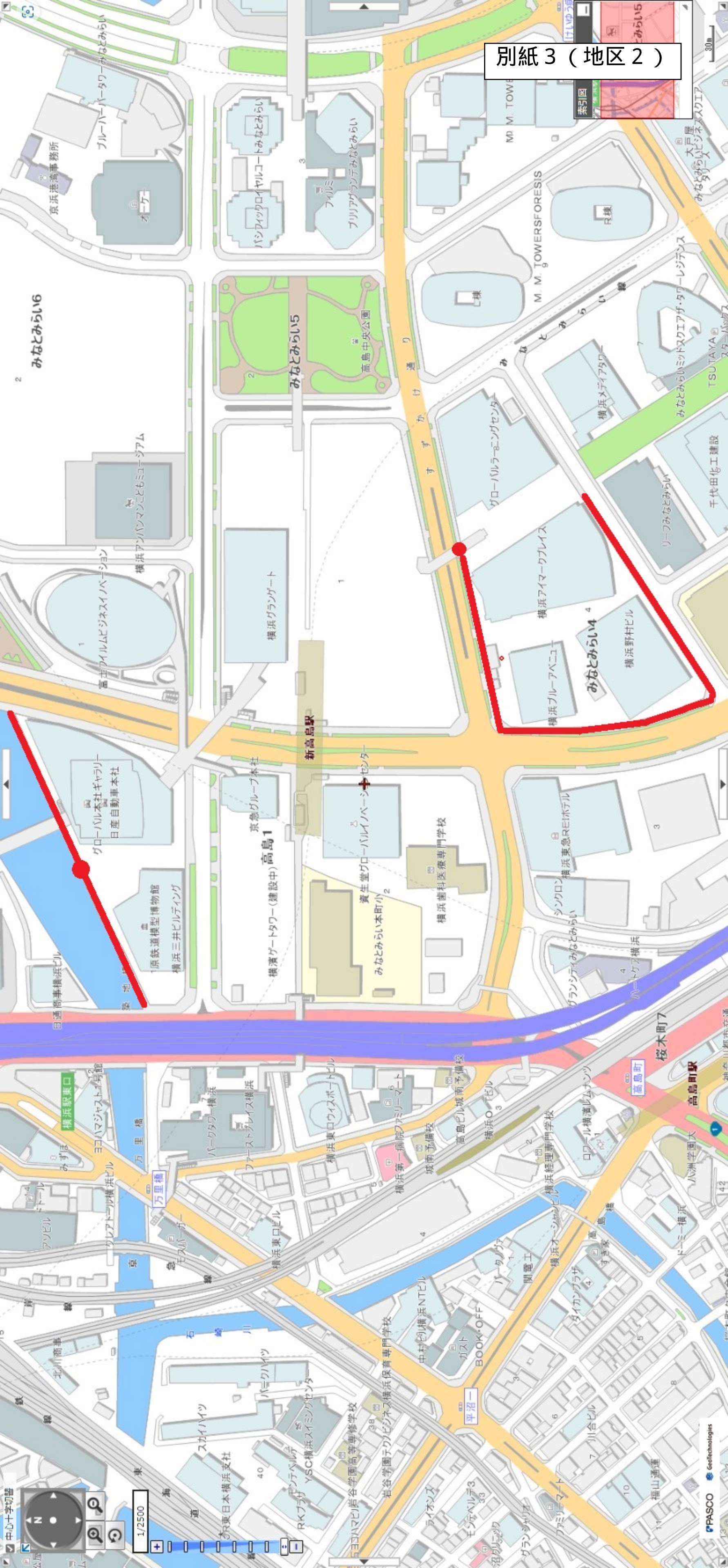
花咲町1



索引図



別紙3 (地区2)



みなとみらい6

みなとみらい5

みなとみらい4

高島1

桜木町7

高島町

高島町駅

Map navigation controls including a compass, a search icon, a zoom in (+) and zoom out (-) icon, and a scale bar showing 1/2500.